本号で公布された法令のあらまし

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一号）

（厚生労働省）

一　関係政令の廃止関係

鳥インフルエンザ（Ｈ七Ｎ九）を指定感染症として定める等の政令（平成二五年政令第一二九号）及び中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成二六年政令第二五六号）は、廃止することとした。

二　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正関係

1　特定鳥インフルエンザの病原体の血清亜型は、Ｈ五Ｎ一及びＨ七Ｎ九とすることとした。（第一条関係）

2　三種病原体等であるマイコバクテリウム属ツベルクローシス（別名結核菌）が耐性を有する薬剤は、㈠に掲げる薬剤及び㈡に掲げる薬剤とすることとした。（第一条の四関係）

㈠　オフロキサシン、ガチフロキサシン、シプロフロキサシン、スパルフロキサシン、モキシフロキサシン又はレボフロキサシン

㈡　アミカシン、カナマイシン又はカプレオマイシン

3　四種病原体等であるインフルエンザウイルスＡ属インフルエンザＡウイルスの血清亜型は、Ｈ二Ｎ二、Ｈ五Ｎ一、Ｈ七Ｎ七及びＨ七Ｎ九とすることとした。（第二条の二関係）

4　疑似症患者を患者とみなす感染症に中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。以下同じ。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスＡ属インフルエンザＡウイルスであってその血清亜型がＨ七Ｎ九であるものに限る。以下「鳥インフルエンザ（Ｈ七Ｎ九）」という。）を追加することとした。（第四条関係）

5　獣医師の届出の対象として、鳥インフルエンザ（Ｈ七Ｎ九）について鳥類に属する動物を、中東呼吸器症候群についてヒトコブラクダを、それぞれ追加することとした。（第五条関係）

三　その他関係政令の一部改正関係

沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四七年政令第一〇八号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成一六年政令第二七五号）について、所要の改正を行うこととした。

四　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二号）（厚生労働省）

1　高度管理医療機器等の販売業等の営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合における当該販売業等の許可証の交付等の事務について、保健所設置市長及び特別区長の事務とすることとした。（第四四条関係）

2　管理医療機器の販売業等を併せ行う医薬品の卸売販売業又は再生医療等製品の販売業の許可申請等が都道府県知事に対してなされたときは、当該都道府県知事は、保健所設置市長等にその旨通知しなければならないこととした。（第四九条第二項関係）

3　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

政　令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年一月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十五号）の施行に伴い、並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号、第二十二項第二号及び第二十三項第一号、第八条第一項、第十三条第一項並びに第六十六条、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第百条第十項並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第九十一条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（鳥インフルエンザ（Ｈ七Ｎ九）を指定感染症として定める等の政令及び中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の廃止）

第一条　次に掲げる政令は、廃止する。

一　鳥インフルエンザ（Ｈ七Ｎ九）を指定感染症として定める等の政令（平成二十五年政令第百二十九号）

二　中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成二十六年政令第二百五十六号）

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正）

第二条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二を第一条の三とする。

第一条中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（特定鳥インフルエンザの病原体の血清亜型）

第一条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六条第三項第六号の政令で定める血清亜型は、次に掲げるものとする。

一　Ｈ五Ｎ一

二　Ｈ七Ｎ九

第二条の前に次の一条を加える。

（三種病原体等の結核菌が耐性を有する薬剤）

第一条の四　法第六条第二十二項第二号の政令で定める薬剤は、第一号に掲げる薬剤及び第二号に掲げる薬剤とする。

一　オフロキサシン、ガチフロキサシン、シプロフロキサシン、スパルフロキサシン、モキシフロキサシン又はレボフロキサシン

二　アミカシン、カナマイシン又はカプレオマイシン

第二条の次に次の一条を加える。

（四種病原体等であるインフルエンザウイルスＡ属インフルエンザＡウイルスの血清亜型）

第一条の二　法第六条第二十三項第一号の政令で定める血清亜型は、次に掲げるものとする。

一　Ｈ二Ｎ二

二　Ｈ五Ｎ一

三　Ｈ七Ｎ七

四　Ｈ七Ｎ九

第三条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第四条を次のように改める。

（疑似症患者を患者とみなす感染症）

第四条　法第八条第一項の政令で定める二類感染症は、次に掲げるものとする。

一　結核

二　重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。）

三　中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）